

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年9月19日

支出負担行為担当官

長崎地方法務局長 中 嶋 武 彦

1 工事概要

(1) 工事名

長崎地方法務局長崎法務合同庁舎空調設備等改修工事

(2) 工事場所

長崎法務合同庁舎

長崎市万才町8番16号

(3) 工事内容

本工事は、長崎法務合同庁舎1階機械室設置の冷却水ポンプ及び冷温水ポンプの取替工事を行うもので、これに関連する一切の工事を施工するものである。

(4) 工期

令和6年3月29日（金）まで

(5) 本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.geps.go.jp/>））により行う。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分（管工事）において、法務省の令和5・6年度における建設工事に係るA、B又はC等級の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開

- 始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 管工事に係る主任技術者となり得る資格を有する者を当該工事に配置することができること。
 - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
 - (7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
 - (8) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒850-8507

長崎市万才町8番16号（長崎法務合同庁舎）

長崎地方法務局会計課施設係（担当：畑井）

電話：095-820-5903（直通）

メールアドレス：y.hatai.y44@i.moj.go.jp

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

令和5年9月19日（火）から同年10月25日（水）まで

イ 入手方法

入札説明書等は、電子調達システムからダウンロードできる。

(3) 申請書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和5年9月19日（火）から同年9月28日（木）まで

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和5年10月26日（木）午後5時15分まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムによる。

イ 開札

(ア) 開札の日時

令和5年10月27日（金）午前10時

(イ) 開札の場所

〒850-8507

長崎市万才町8番16号

長崎地方法務局会計課（電子調達システムによる。）

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行長崎支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行長崎支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

おって、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要。ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式による契約書を作成する。

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書等による。